
大阪狭山市地域福祉計画

平成17年（2005年）3月

大阪狭山市

は じ め に

「福祉」と聞いても、自分には関係がないと思う人もおられるかもしれませんが。しかし、福祉の問題は、いつかは家族や自分が向きあうことになるもので、決して「他人ごと」とは言えません。これからの福祉は特定の人に対する支援にとどまらず、すべての人がその人らしく地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支えていくことが求められています。福祉サービスを活用することももちろん必要ですが、これに加えて、地域に暮らす一人ひとりが、同じ地域に暮らす仲間として支えあい、助けあっていくことができれば、もっと安心です。

市では、誰もが住み慣れたまち大阪狭山市で、人としての尊厳をもち、地域の支えあいの中で自分らしい生活を送ることができるまちづくりに向けて「大阪狭山市地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉とは、市民一人ひとりが主役となり協力して住みよいまちづくりを進める不断の取り組みにほかなりません。ボランティアや市民公益活動団体などにより活発に展開しつつある主体的な市民活動を原動力として、さまざまな生活課題を地域で共有し、地域に暮らす人たちが互いに助けあう地域づくりを住民共有のしくみとして進めていくことは、住民自治の本旨にもかなうことです。

今後は、本計画に沿って、地域と行政との協働により「地域福祉のまちづくり」に努めてまいりますので、市民、各関係機関・団体、事業者の皆様におかれましては、地域福祉の担い手としてみずからのまちづくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご提言いただきました大阪狭山市地域福祉計画策定委員会の委員をはじめ、市民意識調査や市民懇談会にご協力いただきました市民の皆様にお礼申し上げます。

平成17年（2005年）3月

大阪狭山市長 吉 田 友 好

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1. 計画策定の背景	1
〔1〕社会福祉を取り巻く情勢の変化	1
〔2〕地域福祉推進に関する国・大阪府の動き	2
2. 地域福祉計画がめざすもの	2
〔1〕地域福祉の概念	2
〔2〕地域福祉計画の目的	3
3. 大阪狭山市の地域福祉計画の策定について	3
〔1〕計画策定の体制	3
〔2〕計画の位置づけ	4
〔3〕計画の期間	4
〔4〕地域福祉圏域のとらえ方	4
第2章 本市の地域福祉の現状と課題	5
1. 本市の地域福祉の現状	5
〔1〕本市を取り巻く状況	5
〔2〕本市の福祉施策の現状	8
2. 本市の地域の生活課題	13
〔1〕課題整理にあたっての基本的視点	13
〔2〕基本的視点にもとづく課題の整理	13
3. 地域福祉推進のための課題	22
第3章 計画の展開方向	23
1. 計画の推進目標	23
〔1〕市の将来都市像	23
〔2〕計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	24
3. 計画の重点的取り組み	24
第4章 計画の推進内容	27
1. 計画の体系	27
2. 施策の推進方策	28
〔1〕地域のみんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり	28
〔2〕誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	33
〔3〕みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり	40
〔4〕誰にとってもやさしいまちづくり	43
第5章 計画の推進体制	46
1. 計画の推進体制	46
〔1〕推進組織の設置	46
〔2〕市民、関係機関・団体などとの連携の推進	46
2. 計画の進行管理・評価	47
○用語解説	48
○参考資料	50

第1章

計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景

〔1〕社会福祉を取り巻く情勢の変化

少子高齢化が急速に進行する中、人びとの志向は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変容し、社会全般にわたり、新しい時代にふさわしい社会システムの構築が求められています。

一方、市民の地域での生活をみると、かつてのような伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、市民相互のつながりも希薄化するなど、市民意識の変化とともに、地域社会は変容しつつあります。

このような社会状況の変化を背景に、生活上の支援を要する高齢者や障害者などの福祉ニーズの増大に加え、ひきこもり、家庭内暴力、虐待など新たな生活課題を抱える人びとも増える傾向にあります。

平成2年の「福祉八法」の改正以降、福祉サービスは市町村へ一元化され、平成12年度にスタートした「介護保険制度」をはじめとして、平成15年度からは障害者福祉に導入された「支援費制度」など、福祉は「措置から契約」へと変わり、利用者の選択に基本を置いた制度に転換しています。

平成12年には、「地方分権一括法」が施行され、国と地方公共団体は対等・協力関係のもとに役割分担を明確にしながら、地方が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に取り組むことになりました。

地方分権の推進は、地域づくりは地域自らがその方向を決定し、責任も負う「自己決定・自己責任」のシステムを構築しようとするものです。特に生活と密接に関わる福祉サービスの向上は、住民に最も身近な市町村が中心になって市民の参画のもと進めることが求められます。

介護保険制度などの推進を背景に、地域における保健福祉サービスの提供基盤は着実に整備される一方で、ボランティアや**市民公益活動団体**（後述 用語解説1）などの活動が活発化し、情報公開や行財政改革が進められる中で、市民が行政に参画する機運が高まっています。

福祉をはじめ様々な分野で、ボランティアや市民公益活動団体による活動などの広がりがみられる中で、このような活動がこれからの地域社会づくりに大きな役割を果たすことが期待されています。

〔2〕地域福祉推進に関する国・大阪府の動き

国では、平成 12 年に社会福祉事業法の改正を行い、改正後の社会福祉法において地域福祉を推進するため、具体的な規定の整備を行っています。

地域福祉計画に関する規定は、第 107 条（市町村地域福祉計画）及び第 108 条（都道府県地域福祉支援計画）にまとめられ、両規定は平成 15 年 4 月に施行されています。

地域福祉計画に関しては、国が平成 14 年 4 月に策定指針を示すとともに、大阪府においては、同年 7 月に市町村の地域福祉計画策定を支援するための「市町村地域福祉計画策定指針」を示し、また、平成 15 年 3 月には「大阪府地域福祉支援計画」を策定しました。

国の指針の中では、その基本的な考え方として、「これまでの社会福祉が、行政から地域住民への給付を主体としてきたが、少子高齢社会の到来や深刻な経済不況の中で、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人びとの多様な生活課題に地域全体で取り組むしくみとしてとらえ直すことが重要となっており、公私のパートナーシップに基づく協働関係の構築を通じて、様々な生活課題を適切に解決していくことが必要であり、市民の主体的かつ積極的な参加が不可欠である」としています。

2. 地域福祉計画がめざすもの

〔1〕地域福祉の概念

本市の地域福祉計画を推進するうえでの基本概念である「社会福祉」と「地域福祉」について整理すると、次のとおりです。

▶ **社会福祉**：「社会福祉」とは、個人や家族など個人的・私的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題・課題の緩和・解決を社会的に行うための取り組みの総称です。

福祉サービスは、高齢者や障害者、児童など対象者が限定される場合が多くなっていますが、近年、そのような対象限定的な福祉から全市民を対象とする福祉という視点に変わりつつあります。

▶ **地域福祉**：福祉は、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者に主眼を置き、必要な福祉サービスを提供することを目的としています。一方、「地域福祉」は自分たちが住む「地域」という場所に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての市民が地域において生き生きとした生活が送れるよう、市民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う人が相互に協力する仕組みをつくっていくことです。

〔2〕地域福祉計画の目的

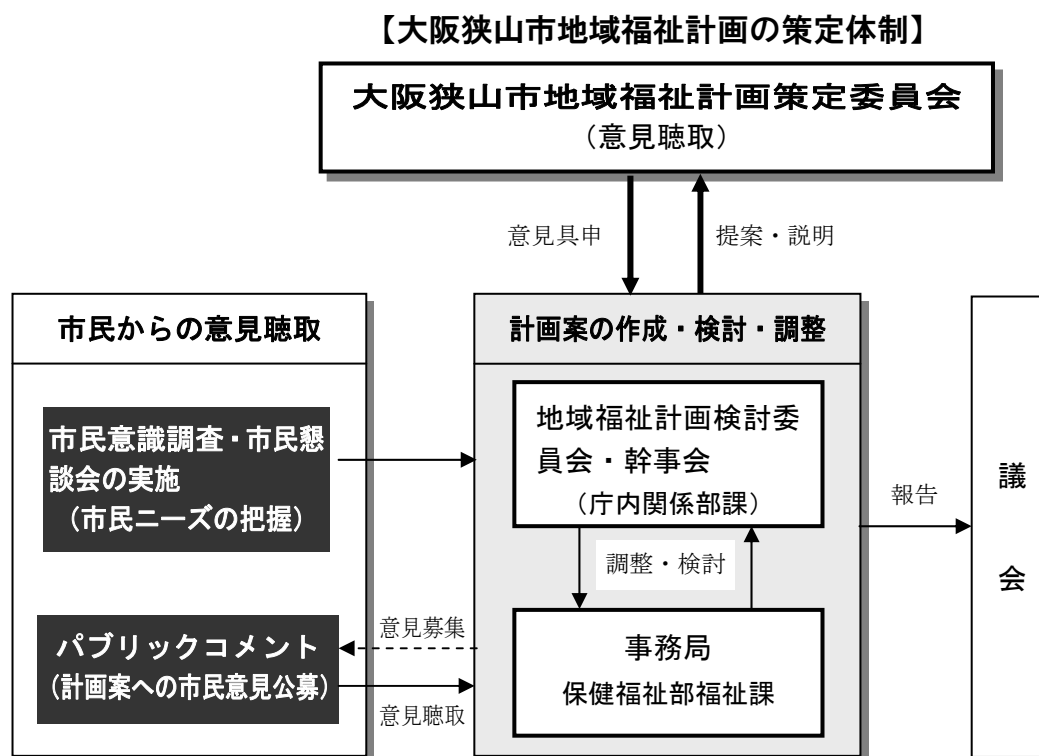
地域福祉計画は、このような社会状況を背景に、障害の有無や性別、年齢などに関係なく、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう、自助・公助・共助があいまって、支え合い、助け合う仕組みづくりをめざすものです。

このような仕組みづくりを進めることで、希薄化していると言われる地域での人と人とのつながりを再生させ、さらに市民が地域の課題に気づき、互いに支援し合える問題解決能力を高めることにもつながります。

3. 大阪狭山市の地域福祉計画の策定について

〔1〕計画策定の体制

これまでの社会福祉を取り巻く様々な状況の変化の中、地域福祉の推進という考え方を踏まえ、本市においても関連する保健・医療・福祉などの分野別計画について、地域を基盤に総合的に推進し、市民や様々な社会資源との連携による地域福祉の推進を図るため、「大阪狭山市地域福祉計画」を次に掲げる体制により策定することとしました。



〔2〕計画の位置づけ

地域福祉計画は、第三次大阪狭山市総合計画を上位計画として、地域福祉を推進するための基本的理念及び指針を定めるものです。

福祉分野の計画としては、高齢者・障害者・児童など対象者ごとに分野別の計画が策定されていますが、地域福祉計画は、これら計画を地域福祉の視点から総合化するものであり、対象者や分野に関わりなく、福祉の観点から市民の生活支援をめざす基本計画となります。

また、地域における総合的な生活支援を図るため、教育をはじめ、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど生活に関連する分野との連携を図りながら推進します。

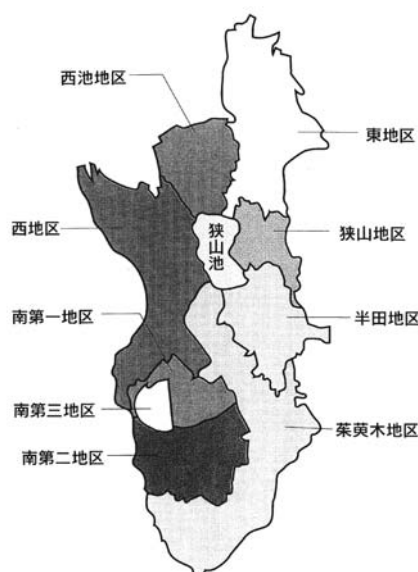
〔3〕計画の期間

この計画の計画期間は、平成 17 年度から 21 年度までの5か年とし、毎年、計画の進捗状況に対する評価を行い、必要に応じ見直します。また、この計画において定めた施策・事業を優先度や財源との整合を勘案し、具体的・実効性のある計画として「実施計画」を3か年計画として策定し、毎年度、見直しを行います。

〔4〕地域福祉圏域のとらえ方

この計画の対象区域は本市内全域とし、この計画に掲げている地域福祉の取り組みの基本となる単位は、市内を9つの地域に分けて地域福祉活動を進めている地区福祉委員会の区域とします。

地区福祉委員会の区域



第2章

本市の地域福祉の現状と課題

1. 本市の地域福祉の現状

〔1〕本市を取り巻く状況

① 少子高齢化の進展

本市の総人口は、昭和40年以降、住宅地の開発により人口が急激に増加した後、平成7年の57,647人をピークに減少に転じ、近年は横ばい状態にありましたが、最近は若干増加し、平成16年12月末現在では57,922人となっています。

出生数は、平成10年以降、年間500～550人で推移していましたが、平成14年に500人を割り込み、463人となっています。1人の女性が一生に産む平均子ども数を示す合計特殊出生率は、平成14年で1.18と、国・府より低く、これは人口を維持するために必要とされる2.08を下回っています。

また、市の総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、平成16年6月末に16.0%で、全国平均の19.4%、大阪府平均の17.4%に比べ低いものの、年々その率は上昇し、平成16年12月末現在では16.2%で人口構造において少子高齢化が進行しています。

【合計特殊出生率】

（単位：人）

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
国	1.34	1.36	1.33	1.32
大阪府	1.28	1.31	1.24	1.22
大阪狭山市	—	1.20	1.16	1.18
出生数(大阪狭山市)	543	542	515	463

資料：大阪狭山市統計書ほか

【人口の推移と高齢化率】

（単位：人）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
総人口	46,508	50,246	54,319	57,647	56,966	57,922
うち65歳以上人口	2,543	3,336	4,356	5,927	7,639	9,373
高齢化率	5.5%	6.6%	8.0%	10.3%	13.4%	16.2%

資料：国勢調査ほか（平成16年は12月末現在）

② 支援が必要な市民などの状況

地域で支援が必要な市民の状況をみると、介護の必要な高齢者の状況は、高齢化を背景に、平成 12 年 4 月から始まった介護保険制度の浸透により、寝たきりや認知症の高齢者など介護の必要な高齢者が年々増加しています。

【要介護認定者数の推移】

(単位：人)

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 12 年度	73	231	190	144	126	90	854
平成 13 年度	108	368	227	150	146	123	1,122
平成 14 年度	166	428	289	193	182	141	1,399
平成 15 年度	189	530	303	189	207	178	1,596

資料：大阪府介護保険事業状況報告（各年度末現在）

また、寝たきりなどの介護を要する人に加え、地域には年齢に関係なく心身に障害のある人も一定数おり、人口構造の高齢化に伴い、そのような人々の高齢化や障害の重度化が進行しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
身体障害者	1,233	1,319	1,376	1,494	1,549
知的障害者	164	178	188	215	219
精神障害者	—	—	77	110	128

資料：大阪狭山市保健福祉部福祉課（各年度末現在）

さらに、高齢化の進展や離婚件数の増加を背景に、ひとり暮らし高齢者や母子・父子家庭世帯が増加しています。また、長引く景気低迷の影響を受け、リストラや倒産による失業者、厳しい経済状況の下でホームレス（野宿生活者）となった人、消費者金融などから多額の借金を抱える多重債務者など、今日の社会・経済情勢を背景に様々な生活課題・福祉課題を抱えている人々も増加しています。

本市におけるひとり暮らし高齢者などの数、児童扶養手当受給者数、生活保護世帯数及びそのうち母子世帯数の状況は次の表に掲げるとおりです。

地域には、これらの数字に表れず、生活課題・福祉課題を抱えていると考えられる人や世帯が存在することを認識することが地域福祉を考える上で重要なことです。

【ひとり暮らし高齢者等】 (単位：人)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
ひとり暮らし	565	624	642	698	715
寝たきり	111	98	94	94	82

資料：大阪狭山市保健福祉部高齢介護課（各年度8月1日現在）

【児童扶養手当受給者数】 (単位：人)

	受給者数	人口1,000人あたり 受給者数
大阪狭山市	494	8.7
大阪府	88,350	10.0

資料：厚生労働省報告例（平成16年3月末現在）

【児童扶養手当受給者数】 (単位：人)

	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
人数	370	392	431	463	494

資料：大阪狭山市保健福祉部子育て支援室（各年度末現在）

【生活保護率】

	生活保護率
大阪狭山市	10.64 ‰（＝1.064％）
大阪府	16.18 ‰（＝1.618％）

資料：厚生労働省報告例（平成16年3月末現在）
（1 ‰は0.1％）

【生活保護世帯数等】 (単位：世帯)

	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
保護世帯	199	220	251	293	337
うち母子世帯	31	43	46	53	58

資料：大阪狭山市保健福祉部福祉課（各年度平均値）

また、家庭内に目を向けると、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）（用語解説2）の被害に悩む女性や、家族から虐待を受けている子ども・高齢者なども今日的な課題となっています。

一方、市内に居住する外国籍の市民は徐々に増えており、本市においても国際化が進んでいます。しかし、言葉や習慣、文化の違いからさまざまな問題が起きる場合があります。相互理解、相互交流を通して、異文化の生活・習慣・価値観を理解することが必要です。

【外国人登録人口の推移】

(単位：人)

	平成元年	平成5年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年
総人口	53,899	55,408	56,820	56,873	56,909	57,471
うち外国人登録人口	290	326	344	362	319	363
総人口に占める外国人の割合	0.54 %	0.59 %	0.61 %	0.64 %	0.56 %	0.63 %

資料：大阪狭山市市民部市民窓口室（各年10月末日現在）

（この表には日本国籍を取得した外国人の人口は含まれていないため、実際には外国出身者は、もっと多くなると考えられます。）

〔2〕本市の福祉施策の現状

本市では、保健・福祉に関する個別計画を策定し、高齢者をはじめ障害のある人、児童など各対象に向けた具体的な施策を計画的に推進しています。しかし、支援を必要とする人の生活課題・福祉課題の解決にあたって、現行の対象者別の個別計画に基づく施策だけでは必ずしも対応できない場合があります。

このため、地域福祉計画は、個別計画の対象となりにくい課題も含めた幅広い生活課題・福祉課題に対応し、将来的には、あらゆる福祉の個別計画をすべて含んだ福祉の総合的計画となることが求められます。

① 高齢者施策

本市の高齢者施策は、主に平成15年3月に見直し策定された「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき推進しているところです。

保健施策は、国の保健事業第4次計画に基づき、40歳以上の中老年及び高齢者を対象に、生活習慣病の予防や介護予防など、壮年期からの健康管理をはじめ高齢期における健康づくりを推進しています。福祉施策は、平成12年4月に介護保険制度の施行に伴い、事業の一部が介護保険に移行し、その後、介護保険制度を補完する施策として、65歳以上の高齢者を主に対象とする国の補助事業を柱とした介護予防・地域支え合いサービスなどを実施しています。

一方、介護保険事業をみると、平成12年4月から始まった介護保険制度は、高齢化の進展を背景に制度の啓発・浸透が進み、要介護認定者及び介護サービス受給者は増加しています。介護保険サービスとして要介護認定で要支援もしくは要介護（1～5）の認定を受けた40歳以上の被保険者（40～64歳については特定疾病のみ）を対象に居宅サービス並びに施設サービスを提供しています。

② 障害者施策

障害のある人が、家庭や地域で障害のない人と変わらない生活ができるようにするための社会づくりや考え方が「ノーマライゼーション」（用語解説3）です。

本市では、平成 10 年 4 月に「大阪狭山市障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションの考え方に沿って、障害のある人の「完全参加と平等」の実現をめざした各種施策を総合的・計画的に推進しています。

障害者施策として、安心して地域や家庭で日常生活できるよう各種相談事業やホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、補装具・日常生活用具の給付、自動車・住宅改造助成など在宅福祉サービスを進めるとともに、社会生活訓練、福祉サービス情報の提供、グループホームの支援など、障害のある人の生活自立の支援や、障害者雇用支援センターと連携した就労支援、障害者への理解促進のための啓発活動などに取り組んでいます。また、障害のある人の社会活動を広げるため、道路や歩道の段差を解消するなどのバリアフリー（用語解説 4）化にも努めています。

また、平成 12 年の社会福祉事業法の改正にともない、障害者福祉サービスの利用のしくみが一部改定され、これまで行政が福祉サービスを受け手を特定し、その内容を決めて提供するしくみ（措置制度）から、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位の福祉サービスの提供を基本に、事業者などとの対等な関係に基づき、障害者自らが福祉サービスを選択して契約により利用するしくみである「支援費制度」に平成 15 年 4 月から移行しています。対象となっているのは、居宅サービス（居宅生活支援）と施設サービス（施設訓練等支援）であり、日常生活用具や補装具、医療、手当、年金、割引や助成制度などはこれまでどおりのしくみとなっています。

③ 母子家庭などの福祉施策

社会・経済情勢の変化、それにとともなう価値観やライフスタイルの変化を背景に、離婚件数が増加し、母子家庭や父子家庭となる世帯も増えています。

母子家庭では、生計の維持と児童の養育という二重の負担を負う必要があるとともに、その生活状況は社会的・経済的あるいは精神的に不安な状態に置かれがちです。

本市での母子家庭に対する主な福祉施策は、福祉事務所に母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立促進が図られるよう支援を行っています。また、地域においては、民生委員・児童委員が地域の身近な相談者として、生活上のことや児童に関することなどの相談に応じています。その他にも、大阪府の事業で母子家庭に対する相談窓口として、知事が委嘱する母子福祉推進委員などがあります。

一方、母子家庭に対する経済的な支援策として、経済的自立と扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に「母子寡婦福祉資金」の貸付を、18 歳未満の児童を監護している場合は「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等児童給付金」の支給をそれぞれ行っています。

市では、母子及び寡婦福祉法に基づいて、母子家庭の生活支援、就労支援など、母子家庭の自立を促進するための「大阪狭山市母子家庭等自立促進計画」を策定したところです。

④ 児童福祉・母子保健施策

児童を取り巻く環境は、核家族化や女性の社会進出などを背景に大きく変化しています。特に出生率の低下にともなう少子化は、人口構成に不均衡をもたらし、社会の安定的な発展や、児童の健やかな成長に影響を及ぼす問題が懸念されています。

このような状況から、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境を整えることが求められています。

本市では、平成9年3月に「大阪狭山市児童育成計画」を策定し、人と人とがふれあい、子育てする楽しさを実感できるまち、子どもたちを心豊かに育む、さわやかな笑顔輝くまちづくりを総合的・計画的に推進するため、保育所の整備・充実をはじめ延長保育や一時保育など多様化する保育ニーズや仕事と子育ての両立支援のための各種施策に取り組んできました。

具体的には、児童福祉法の基本理念に基づき、児童に関する相談業務や児童手当の支給、児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請受付など、児童を養育する世帯への経済的支援に関する事業を行うとともに、保育に欠ける児童に対しては、市内の保育所での保育サービスの提供やその入所相談などを行っています。また、放課後児童の健全育成を図ることを目的とした放課後児童会などの事業も実施しています。

また、母子の心身の健康保持・増進、次代を担う子どもを健全に育成し、ひいては市民全体の保健の向上を図ることを目的に母子保健事業を実施しています。

母子保健事業では、親となる世代に対する保健施策として、母子健康手帳の交付をはじめ、乳幼児健康診査、妊婦・新生児・乳幼児訪問など健やかに子どもを生み育てるための各種保健事業の推進を図っています。

本市では、このように児童の健やかな成長と次代を担う世代の育成を図るための各種施策に取り組んでいますが、国においては、今後の少子化対策のあり方を展望し、その基本的方針として「次世代育成支援対策推進法」を平成15年7月に制定しています。この法律では、市町村における地域全体での子育てを支援し、次代を担う子どもが暮らしやすい地域を築くことができるよう、「家庭や地域の子育て力を高められるよう各種支援を行うこと」「子育てをする人が子育てにともなう喜びを実感できる社会を形成していくこと」「安心して子どもを生み育てることのできる地域環境をつくること」などを目的として、今後10か年にわたる具体的な行動計画を策定することが定められていることから、市では、「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画」を策定したところです。

行動計画では、地域における子育て支援として、「地域子育て支援センター」を核に、子育てに関する相談・助言の充実、子育てに関する情報提供、講座の開催などを通じた育児不安の解消に努めるなど、在宅で子どもを養育する家庭や障害のある子どもを養育する家庭を含むすべての子育て家庭を支援することをうたっています。

⑤ 生活保護など

生活保護は、病気や失業などで生活困窮に陥った場合、国が定めた一定の基準（保

護基準）に従って最低限の生活を保障し、自立した生活ができるよう援助する制度です。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の扶助があり、福祉事務所のケースワーカーが相談・援助に携わっています。

このほかにも、市内にはひきこもりやホームレスなど地域で課題を抱えた人びとも居住し、または来住することが考えられるため、できる限りこのような人々を早期に把握し、必要な福祉サービスに適切につないでいけるよう取り組むことが求められています。

⑥ 地域福祉活動の現状

大阪府の福祉施策は、人権の尊重の視点に立ち、多様な選択肢を用意した上で、福祉サービス利用者と提供者の対等な関係を築き、一人ひとりの自立への意欲、生活の質の向上を支援する「自立支援型福祉施策」の推進と福祉的観点を柱に取り組んでいます。

このような取り組みは、大阪の長い歴史の中で培われた「公民協働型福祉」の伝統が基盤となっており、近年の先進的な取り組みとして、住み慣れた地域で高齢者の自立生活を支援するため、市民参加によるきめ細かな福祉サービスを提供する「街かどデイハウス支援事業」や地区福祉委員会を核に、地域住民が寝たきりや一人暮らし高齢者などに対して見守り声かけ訪問などを行う「小地域ネットワーク活動」などがあげられます。

本市においても、民生委員・児童委員による相談・助言・情報提供などの活動をはじめ、小地域ネットワーク活動、市民公益活動団体などによる取り組みなど、地域を基盤とした活動が展開されています。

小地域ネットワーク活動は、小地域（おおむね地区会（自治会）を基本とする地区福祉委員会の支部）を単位として、地域の支援の必要な人、一人ひとりを対象に保健・医療・福祉の関係者と地域住民が協働して進める見守り活動です。ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合いを推進するとともに、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めるものです。また、この事業では、日常的な見守り・声かけ、生活支援などを中心とした「個別援助」と、地域の中での交流・仲間づくりを重視した「集団援助」などが行われています。

その活動に取り組む意義として、一般的には次のようなことがあげられます。

- ・ 水準の高い在宅福祉サービスの充実
- ・ 福祉ニーズの早期発見と早期対応
- ・ 自立に対する意識の向上の促進
- ・ 最適な福祉サービスの提供
- ・ 福祉教育
- ・ 行政の福祉施策では担えないサービスの実施 など

これからの地域福祉を推進する上で、小地域ネットワーク活動の役割への期待は大きく、本市では大阪狭山市社会福祉協議会を中心に行政が支援する形で推進されているところです。現在、地区福祉委員会が主に地域の高齢者や障害者を対象に、見守り訪問活動や食事（配食・会食）サービスのほか、各種講習会や交流会、健康体操などを内容とするサロン活動などを行っています。また、一人暮らしの高齢者などを対象に老人クラブの会員が安否確認などの訪問活動を行っています。社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでは、登録されたボランティアグループやボランティアがさまざまな市民の需要に応えているほか、ボランティア養成講座の開催などによって人材の育成にも努めています。

また、市では市民活動支援センターを設置し、地域福祉活動を含めた市民公益活動団体の組織化や運営強化の支援、人材育成のほか、ボランティアの登録と需給調整、市民公益活動に対する事業補助に関する情報提供など、市民活動の支援を通じて市民と行政の**協働**（用語解説5）によるまちづくりに努めています。

さらに、地域福祉の担い手として市民公益活動団体が、配食・会食サービスや市民交流事業、時間預託制ボランティア活動の普及事業、夜間や休日の保育など地域での子育て、女性や子どもの人権を守る取り組み、自らの地域の問題を取り上げて意見交換や啓発・問題提起の催しを行うなど、ボランティア活動や生涯学習活動を通じて地域社会のさまざまな課題を学び、自らの生活や地域を充実・改善しようとする自発的・主体的な市民活動を展開しています。このような団体が増え、活動が充実することで、地域福祉活動の目的は今以上に果たされることが期待されています。

2. 本市の地域の生活課題

〔1〕課題整理にあたっての基本的視点

平成 16 年 2 月の「市民意識調査」及び同 7・8 月の「市民懇談会」（ワークショップ）の結果を踏まえ、次に掲げる 3 つの視点に基づいて、本市の地域福祉推進にあたって解決の必要な課題の分析・整理を行いました。

【課題整理のための基本的視点】

- ① 市民主体による地域福祉活動推進の視点
- ② 地域において市民が福祉サービスなどを安心して利用でき、提供もできるようにするための視点
- ③ 地域福祉推進を図る支援体制づくりの視点

また、「市民懇談会」において出された様々な意見については、地域全体あるいは市全体に関わる生活課題・福祉課題に焦点を絞り、「協働」「支援」「働きかけ」「市民の参加・参画」「基盤整備・充実」をキーワードに、参加者の意見をそのままの形で整理・分類しました。

〔2〕基本的視点にもとづく課題の整理

① 市民主体による地域福祉活動推進の視点

■ 地域への愛着について

【市民意識調査結果にみる現状と課題】

- ・ 定住志向は加齢とともに高くなっているが、小学校区により住み続けたいとの考え方に違いがうかがえる
- ・ 転出・転居理由は「住宅が狭い、古い」や「交通の便」が上位で、生活面での利便性などの問題をあげる市民が多く、これらが地区により定住志向の程度の差を生み出す背景となっているものと考えられる
- ・ 市民が暮らす地域の良いところをみると、「買い物など日常生活が便利」や「医療機関が身近にある」「自然が多くてまちなみが美しい」など生活の利便性や自然環境をあげる市民が多い一方、住民間のコミュニケーションや地域活動への活発さなど地域に関わる項目への回答は少なくなっている
- ・ 自分が住む地域を身近に考えている市民の割合は、加齢とともに高くなっており、全般に市や居住地域への愛着度は高くなっていることがうかがえる一方で、若い世代は、市への定住志向を含め、地域に対する愛着度は比較的弱くなっていることがうかがえる結果となっている

■ 地域とのつながりについて

【市民意識調査結果にみる現状と課題】

- ・近所づきあいに満足している市民は全体の 70%を占め、小学校区によっては満足・不満の程度に差がみられる
- ・地域行事や活動への参加経験率も 40 歳代以上の高年代で高まっており、特に「自治会の行事」や「お祭り」など地域に密着した活動への参加率が比較的高くなっている
- ・近所づきあいや地域活動への参加状況は、小学校区によりその程度に温度差があり、旧市街地・新興住宅地など地域を構成する住民の特性が表れている
- ・定住志向や地域イメージと同様、地域とのつながりを感じている市民の割合は加齢とともに上昇し、地域福祉の担い手として高年層の関わりの重要性が示唆される
- ・これに対し若い世代は、地域への愛着度が比較的に弱いことが相まって、近隣とのつながりも薄くなっていることが示唆される

【市民懇談会の結果にみる現状と課題】

（子ども）

- ・あいさつをしない子どもが増えている
- ・皆で声かけ（子ども達も）通学路でのあいさつ、誰とでも話ができること
- ・子どもがよくないことをしていたら、地域で注意できるような雰囲気づくりができていない
- ・子どもに対して積極的に声をかける
- ・子どもの教育は学校任せではなく、家庭や地域でも行う
- ・子どもを正しく育てるためには、地域の力が大きいことを住民が自覚すべき
- ・子育て中の母親が閉じこもっている
- ・児童委員と学校・諸団体との交流を頻繁に
- ・子どもに注意をすると親が怒る

（高齢者）

- ・ひとり暮らし世帯は連絡がとりにくい
- ・独居老人が増加

（障害者・児）

- ・地域に障害者がどれだけいるのかわからない

（地域での支え合い・助け合い）

- ・病気になった時近所で助け合えるように
- ・SAYAKA ホールの利用率が低い。障害者を励ます催しは考えられないか

（コミュニケーション・交流）

- ・何でも話せる近所づきあい
- ・若い転入者は自治会に加入しないので、隣近所の交流もなくなる
- ・日本語が良く理解できない外国人の方々の手助けをしてほしい（ゴミをいつどこに出したらよいかなど）
- ・新規入居者を地区会（自治会）会員とするべき
- ・自治活動組織の人材不足
- ・民生委員会はどのような仕事をしているのか
- ・回覧は手渡しを実行すること
- ・早朝や深夜、たむろしている子どもや若者に地域の大人が注意できる雰囲気づくりが必要
- ・プライバシーを守りすぎる（マンションだから？）

■ 地域福祉へのかかわりについて

【市民意識調査結果にみる現状と課題】

- ・福祉に関心を寄せる市民は 82.1%で、30 歳以上の年代での関心度が高まっている
- ・福祉に対する関心が高い一方で、高齢者や障害者に対し特別なへだたりを感じる市民が3人に1人（36.0%）を占め、「温かく見守る心が社会に育っていない」や「特別視する傾向がある」など心理的なバリア（障壁）をその要因としてあげる市民が多い
- ・地域住民が安心して暮らせるように、自分自身が地域でできることは、「見守り、声かけ運動」が最も多く、これ次いで「福祉への関心をもつ」「環境美化運動」「地域行事への参加」が上位となっている
- ・近隣間での手助けについてみると、「相談事の相手」「外出などの支援」「子どもの面倒」「独居高齢者・障害者の見守り」「家の修理・掃除などの手伝い」については、手助けをしたいとの割合はいずれも半数未満であるのに対し、「防災組織としての安否確認」や「病気時などの手助け」はいずれも 50%以上で、近隣関係は希薄でも緊急時は助け合いたいという意識がうかがえる
- ・高齢者や障害者などに対する地域での支え合いや見守り活動への参加の考えをみると、是非参加したいという市民は 26.3%に対し、参加を考えていない市民が 66.0%となっており、福祉への関心をはじめ、若い世代の福祉への関わり意識が低い
- ・地域での助け合い活動の活発化のために、市民が重要だと考えていることは、「学校教育や社会教育での福祉教育の充実」が 32.8%で最も多く、これ次いで「困っている人と、助けることのできる人との橋渡し役の育成」（30.1%）、「地域でのボランティアなどの活動拠点の整備」（27.9%）が上位で、幼少時からの福祉意識の醸成やボランティア活動の拠点とコーディネート機能の充実などが重要視されている

【市民懇談会の結果にみる現状と課題】

(子ども)

- ・地域ぐるみで子育て支援
- ・子どもとのふれあいの場づくりを。子ども会と話し合いを多くもつようにする
- ・お年寄りの知恵、特技や伝統を子どもたちに土日を使って教えてほしい
- ・母子家庭の子ども達に遊び学べる場を提供したい
- ・子ども会を活発に
- ・外国人の子ども達が地域に早くなじめるよう、暖かく見守って頂きたい（声かけなど）
- ・シニアに子育て支援をお願いしたい
- ・中学生、高校生の地域での活動が少ない。非行につながりやすい

(高齢者)

- ・ひとり暮らし世帯に対しいやがらせがある
- ・高齢者は受身にならず、体力・気力のある人は地域社会へ参画すべき
- ・元気な高齢者の社会参画を促し、地域の安全や環境整備に力を発揮してもらう
- ・高齢者のパワーを結集し、まちづくりに活力を与える
- ・地区福祉委員会の参加者を増やしたい
- ・認知症の老人の増加を地域で対応すること
- ・現在任意のシニアクラブで懇親会があるがそろわない（15名）
- ・老人会などの団体に入りやすいようにしたい
- ・独居老人で他人に世話になりたくない人をどうすればよいか
- ・老人会の会員が少なくなってきたので、新人会員を増やしたい
- ・子ども会が老人会との合同の行事を断ってきた。どうすればよいか
- ・人前に出たがらない健康なお年寄りを引っ張り出すにはどうすればよいか

(コミュニケーション・交流)

- ・学校と地域の関わりが希薄
- ・子どもたちと老人が一緒にふれあう行事がもっとあればよい
- ・自分でできる時できる範囲で参加
- ・福祉活動の場が狭い
- ・高齢者も進んで地域に参加すること
- ・困りごと相談者がほしい
- ・若い人でボランティアをしてくれる人を育てていかなければならない
- ・老人会、自治会など地域の中核の低迷
- ・地域の行事にできるだけ参加するよう促す
- ・小地域ネットワークが十分に機能していない
- ・地域での世話役の徹底した宣伝（世話役を広く知ってもらう）
- ・地域の役員すべてが同じ人。もう少しいろいろな人たちに出てきてほしい

② 地域において市民が福祉サービスなどを安心して利用でき、提供もできるようにするための視点

■ 地域での生活課題や福祉課題について

【市民意識調査結果にみる現状と課題】

- ・ 自分自身に関することで不安に思っていることを多い順にみると、「老後の生活」「健康」「災害時における防災体制」「家族」など高齢期に関わる課題が上位を占め、このような不安は加齢とともに上昇している
- ・ また、生活している地域で不安に感じていることは、「福祉サービスの充実」や「住宅・生活環境」「医療機関の充実」が上位を占め、高齢期における生活上の課題解決が市民の関心事になっていることがうかがえる

【市民懇談会の結果にみる現状と課題】

(子ども)

- ・ 保育所の不足
- ・ 幼稚園のサービスが不十分
- ・ 幼稚園の統合をしないで存続してほしい
- ・ 幼稚園の合併問題が出ていますが、不便を感じている
- ・ 子ども同士遊ばせることのできる育児サービスは少ない
- ・ 子育て支援対策の推進
- ・ 子育て支援が全国的に広がっているが、親自身に問題はないのか
- ・ 公共施設の開放（教育委員会、子育て支援室の縄張り意識をなくすこと）
- ・ 図書館の開館時間を長くしてほしい
- ・ 図書館の本を増やしてほしい
- ・ プラネタリウムをもっと子ども達に見せる機会を増やしてほしい
- ・ 子どもたちの遊び場がない
- ・ 学童の安全はPTAが本格的に考える課題である
- ・ 不登校・登校拒否の児童が多い
- ・ 各家庭内で子どもの行動にもっと目を向けて「うちの子に限って」の意識をなくし、関心をもってほしい
- ・ タバコ・酒の販売が青少年に対し甘い
- ・ 小学生の通学途中の態度が悪い
- ・ 登下校の安全確保
- ・ 虐待等の通報をしてほしい

(高齢者)

- ・ひとり暮らし高齢者には、声かけがあっても老夫婦のみで困っている家が多い
- ・ひとり暮らし高齢者の安否確認
- ・10年、20年後、ボランティアで高齢化社会は支えられるのか疑問
- ・子どももなく施設に入れない団塊の世代が地域で生きる施策はあるのか
- ・国・府・市に要望。年金だけで生活している家庭に何か援助はないか

(障害者・児)

- ・障害者の就労について。公的施設での雇用は無理か（例えばフルタイムではなく短時間でも）

(コミュニケーション・交流)

- ・どんな地域福祉活動をしている団体が町にあるのかわかりにくい

(治安・防犯・防災)

- ・交番に警官が常時詰めていてほしい
- ・保育所周辺に車上狙いが多い
- ・管理組合と安全防犯等に関連していろいろと行事を企画するも参加意識がない

(生活環境)

- ・夜間の公園にゴミ投棄
 - ・児童遊園で大量のゴミ（特に夏休み中）
 - ・本当にリサイクルできているのか疑問
 - ・時間帯により通学路の一方通行が守られていない（抜け道になっているため）
 - ・外から来る人のための案内板がない
 - ・道路の舗装が悪い。凸凹になっている
 - ・駅の踏み切りの幅を広げてほしい
 - ・似たようなまちなみで特徴がない。他のまちは外灯や歩道を工夫しているところもある
 - ・小学校の通学路を考えてほしい
 - ・東除川の悪臭
 - ・地域によっては近くに医療機関がない
 - ・歩道が狭いので自転車や人で危険
 - ・スーパーが近くにできて幸いだが高齢者が多くなって困っている
 - ・大阪狭山市では、狭山池が市民の憩いの場になっているが、桟橋から遠いので、老人や子どもたちが憩えるような緑のある公園等が欲しい
 - ・近くに掲示板があったのに、つい最近市の人が引き上げていった。とても不便
 - ・男女共同参画が進んでいない
 - ・病院・スーパーが近くにほしい
 - ・カーブミラーを増やしてほしい
 - ・店を開店する時は行政が車の流れ、駐車場に気をつけてほしい
 - ・桃大跡地（市買い上げ地）の上手な利用。ボランティアに開放するとか
- (福祉サービス)
- ・配食弁当の600円をもっと安くして、個人の負担額をもっと低くしてほしい
 - ・保健所が富田林に移り不便。出張所を市役所の中にでも置いてもらえないか
 - ・年間を通じて自由に使える「市民プール」（1回500円位）を作してほしい

■ 生活課題や福祉課題の解決策について

【市民意識調査結果にみる現状と課題、方策】

- ・困った時の相談について「どこに相談したらよいかわからない」は12.0%で低く、具体的な相談相手としては「友人・知人」が74.9%で最も多く、次いで大きく差が開いて「市役所」が26.1%で、以下「職場の同僚、上司」(16.5%)、「医療機関の窓口」(13.0%)となっている
- ・加齢とともに、「友人・知人」の割合は減少し、「市役所」や「医療機関の窓口」「社会福祉協議会」「民生委員、児童委員」などの社会資源への依存度が高まっている
- ・高齢者や障害者など社会的弱者が暮らしやすいまちにするために、市民が重要だと感じていることの上位は、「さまざまな生活課題に対して誰もが相談できる場をつくる」で、これに次いで「利用・移動しやすい道路・建物・駅などの整備」となっており、バリアフリーの生活環境の整備よりも相談機能の充実が重要と考えている市民が多い
- ・また、子育て支援においても「子育てに関する知識・情報の提供や、相談体制の整備」が子どもの居場所づくりに次いで多く、相談・情報提供体制の整備を求める声が多い
- ・地域での助け合い活動の活発化にあたり、福祉教育やボランティア活動の拠点とコーディネート機能の充実などを重要視する市民が多かったが、これらと並んで「専門職員の充実」や「困っている人の情報共有できるシステムの整備」「地域福祉活動の意義と重要性のPR」などを求める声も多い

【市民懇談会の結果にみる現状と課題、方策】

(子ども)

- ・校庭を地域の人や児童に開放してほしい。警備員を雇うより防犯の効果がある
- ・子どもの登下校時にボランティアによる安全確保に進んで協力する
- ・小学校の空き教室の利用法を考える。世代間交流に使用
- ・人権教育ができる教員の配置、派遣
- ・次世代を担う子どもたちへの理解を。遊ばせてあげたい
- ・児童公園をもっと活用するためにもボランティアによる清掃をしてはどうか
- ・学童の通学路に地域ボランティアの男性に朝だけでも立ってもらう
- ・「見守りネットワーク」をつくる

(高齢者)

- ・高齢者のために駅のバリアフリー
- ・お年寄りの車椅子が通りやすいように道をバリアフリーに
- ・ところどころにベンチを設置するなど、高齢者用の歩道をつくる
- ・高齢者が安心して通行できる道路整備が必要である
- ・70歳以上の人にバス・電車の無料パス(プリペイドカード)の支給
- ・高齢者の独居者の財産・お金等についての管理

- ・若い人と仲良く暮らしていない家の老人も、会食会に参加できたら気晴らしになる
- ・自治会館等を利用して、お年寄りが集まれる場所を設置
- ・高齢夫婦の家庭で認知症の老人を介護している人への助け合い体制
- ・ひとり暮らしの老人で体調の悪いときにサインになるものがあればよい
- ・年寄りの生活の話を聞く（食事のこと、花、木の話）
- ・寝たきりにしない介護。介護の度を減らす工夫
- ・地域全体が急速に高齢化。社会を結ぶＩＴ福祉が必要
（治安・防犯・防災）
- ・防犯灯、外灯の設置
- ・防犯カメラの設置
- ・池田市のような携帯電話による防犯システムを導入
- ・立て札で注意を呼びかける
- ・大阪狭山市における危険場所、安全な避難経路を確認して防災マップをつくる
- ・変質者対策
- ・防犯・防災を地域で密にできるように隣近所との連携を深める
- ・金剛駅前に交番の設置
（生活環境）
- ・粗大ゴミの再利用。箕面市のリサイクル事業を参考
- ・安全確保のため、病院から駅までの歩車道分離
- ・狭山市駅前の駐車違反の取締り
- ・駅前の自転車置き場の整備
- ・道路の整備
- ・外灯を増やして夜道の安全を確保
- ・地域の美化、マナーに対する意識を高める
- ・国道 310 号以外でバイパスをつくる
- ・公園の管理を公・民協同で
- ・コミュニティバスが生活の中で大きな役割をしている（できれば回数も多く）
- ・（一旦停止等の）道路表示を明確に
- ・交通事故防止のため、府道の信号の点滅をやめて常時作動させるべき
- ・バリアフリー化の普及に向けて、調査を始める
- ・月 1 回、隣近所で曜日を決めて清掃を行う
- ・お互いの仕事を体験するインターンシップなどの研修が必要。公と民でわけ過ぎ
（コミュニケーション・交流）
- ・自治会の活性化
- ・あいさつ運動を市民運動のテーマに掲げる
- ・たすけあいの輪を広げよう
- ・地域での交流の場の増設
- ・介護支援や要介護、2 人家族へは回覧板のまわし方を工夫。個別に渡す
- ・地域福祉の実行部隊として、民生児童委員、主任児童委員、地区福祉委員の研修
を実行
- ・住民が主体であるということを具体的に表現したチラシをつくり、住民に知らせ
ること
- ・地域の助け合いのネットワークを作るリーダーの選定作業をまず行う
- ・幼稚園や小学校の空き教室を市民団体や高齢者の集いに提供
- ・地区内の班長同士が定期的な会合を行い、情報交換や交流を図る

③ 地域福祉推進を図る支援体制づくりの視点

■ 地域福祉の推進にあたっての方策について

【市民意識調査結果にみる現状と課題、方策】

- ・大阪狭山市をどのような「福祉のまち」にしたいかについてみると、「高齢者や障害者（児）が安心して暮らせるまち」（42.4%）とともに、「お互いに支えあい、助け合いができるまち」（42.3%）が多く、これに僅差で「いつでも生きがいを持ち、健康に暮らすことができるまち」（39.1%）、「子どもが身体も心も健康に育つまち」（37.7%）が上位となっている
- ・高齢者や障害者（児）、子どもなど社会的に弱い立場に立たされる市民が健やかに安心して暮らせる支えあい・助け合いのまちを市民はイメージしており、このような支えあい・助け合い活動は、地域住民が主体となり、ボランティアなど関係団体・機関とが連携しながら進め、行政はその支援の環境整備に努めることが重要である

【市民懇談会の結果にみる現状と課題、方策】

- ・地域福祉充実のため、住民の意見を大切に実現してほしい
- ・地域内の防犯策について、広く地域住民の参加を求めていくべき
- ・若い母親や専業主婦の市民権を育てる仕組みづくりを
- ・高齢者や障害者を対象とした福祉計画は立てやすいが、若い人・子どもを含めた総合的な福祉活動をどのように進めていけばよいのか。どうすれば広い世代を巻き込むことができるのか

3. 地域福祉推進のための課題

〔1〕市民主体による地域福祉活動の推進

- 地域住民を結びつけ、連携を促す関係づくり
- 地域住民の福祉課題や地域福祉の重要性などへの関心を高める意識啓発の推進
- 地区会（自治会）の組織・運営の強化（小地域ネットワークの基盤づくり）
- 地域内でのきめ細かな小地域ネットワーク活動の推進
- 既存の福祉制度やサービスの対象外となる人に向けた地域住民による福祉活動の促進
- 市民公益活動団体など民間団体の福祉活動の積極的活用と市民と行政の協働による活動の推進
- 地域住民によるサービス・コーディネート機能の確立と福祉サービスの推進
- ボランティアなど地域福祉の担い手の発掘・育成のしくみづくり

〔2〕地域において市民が福祉サービスなどを安心して利用でき、提供もできる環境づくり

- 地域で課題を抱える人の発見・把握方法の確立
- 身近なところで専門的な相談に対応できる総合相談体制の整備
- 適切な福祉サービスの選択・利用、及びサービス提供側への市民参加のための情報提供・共有のしくみづくり
- 多分野にわたる支援を総合的に提供できるケアマネジメント（用語解説6）体制の整備
- 適切な福祉サービスの提供と利用に向けたサービスの質の確保・向上及びその評価体制の整備
- 福祉サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり
- 苦情解決のしくみづくり
- ユニバーサルデザイン（用語解説7）の視点に立ったまちづくりの推進

〔3〕地域福祉推進を図る支援体制づくり

- 行政、市民（ボランティア）、市民公益活動団体、事業者など各主体の役割分担と協力体制の確立
- 社会福祉協議会の機能の強化と連携の充実
- 計画の進行管理・運営組織の設置
- 地区福祉委員会を単位とした地域福祉活動計画の推進
- 計画の進捗に対する評価のしくみ・体制づくり

第3章

計画の展開方向

1. 計画の推進目標

〔1〕市の将来都市像

第三次大阪狭山市総合計画におけるまちづくりの基本理念は、まちづくりの中心に「人」を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、互いの人権を尊重し合いながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくりとしています。

また、基本理念を踏まえ、市の将来像を「ふれあいが人をはぐくむ 水の郷」とし、「共につくる、誰もがいきいきと生活できるまちづくり」を合言葉に福祉のまちづくりを推進しています。

地域福祉計画は、市のまちづくりの将来像を実現するための一翼を担うものであり、総合計画の基本方針に沿って、市民、市民公益活動団体、事業者、関係機関・団体などが協働し、市の地域福祉の向上をめざして推進します。

〔2〕計画の基本理念

本市の将来像である「ふれあいが人をはぐくむ 水の郷～共につくる、誰もがいきいきと生活できるまち～」の実現をめざし、計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち

『みんなでつくる』という表現には、各々の個性を最大限に生かしながら、他の人の問題も自分の問題としてとらえ、誰もが困ったときに必要な福祉サービスなどの支援を受けられると同時に、支援の担い手にもなることによって、市民が主体的に参加・参画する地域福祉に取り組もうという姿勢を明らかにしています。

また、『ふれあい豊かな福祉のまち』には、障害の有無、性別や年齢、生活状況などに関係なく、誰もがその能力や経験を生かし、地域において温もりとふれあいに満ちた地域福祉のまちづくりを進めるという思いを込めています。

この基本理念を前提に、市民が互いの個性を尊重しあい、交流し、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域全体が一体となって取り組んでいける思いやりにあふれたまちづくりをめざします。

2. 計画の基本目標

この計画の基本理念である「みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち」の実現をめざすため、次の基本目標を掲げ、その達成に向け各種施策に取り組んでいきます。

【基本目標】

1. 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり
2. 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり
3. みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり
4. 誰にとってもやさしいまちづくり

3. 計画の重点的取り組み

計画のもつ意義や焦点があいまいにならないよう、社会福祉法の理念や地域福祉計画の位置づけを踏まえ、次にあげる重点的取り組みを設定し、計画を推進していきます。

▶ 市民参画と多様な主体の協働による推進

「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政と市民、民間の福祉団体やボランティア・市民公益活動団体など、地域の構成員が適切な役割分担をしながら、協働して進めることが重要です。

多様な福祉ニーズや生活課題に的確に対応するためには、従来の福祉資源だけではなく、さまざまな活動団体・機関とも連携・協働しながら、支援が必要な人びとの生活を支える福祉コミュニティの形成を進めます。

また、市民を福祉サービスの対象者としてのみとらえるのではなく、自らが主体的に福祉サービスを立案・運営・評価する地域福祉の担い手として位置づけます。

一方、市は、市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、セーフティネット（用語解説8）の構築に努めるとともに、市民の福祉サービスの適切な利用を促進するための環境整備に中心的な役割を担います。

▶ 利用者の視点に立った総合的な福祉サービスの推進

これからの福祉は、利用者本位の考え方に立ち、利用者の生活課題を総合的に把握し、それに対応する福祉サービス提供の総合化・効率化を図り、利用へのアクセスが阻害されないような体制を確立することが必要です。

高齢者、障害者、児童といった対象者ごとに提供される単一の福祉サービスだけでは充足されない場合もあり、保健・医療などを含めた複数のサービスを適切に組み合わせて提供することが効果的である場合も少なくありません。保健・福祉・医療など多様なサービスが十分な連携のもと、総合的に提供される体制の構築を進めます。

また、利用者が自らの意思で福祉サービスを選択・利用することで自立した生活が保障されるよう、情報提供や相談機能、ケアマネジメント、苦情解決など安全で安心して福祉サービスを利用できる支援のしくみを整備していきます。

▶ 生活関連分野の連携と福祉を通じた地域活性化

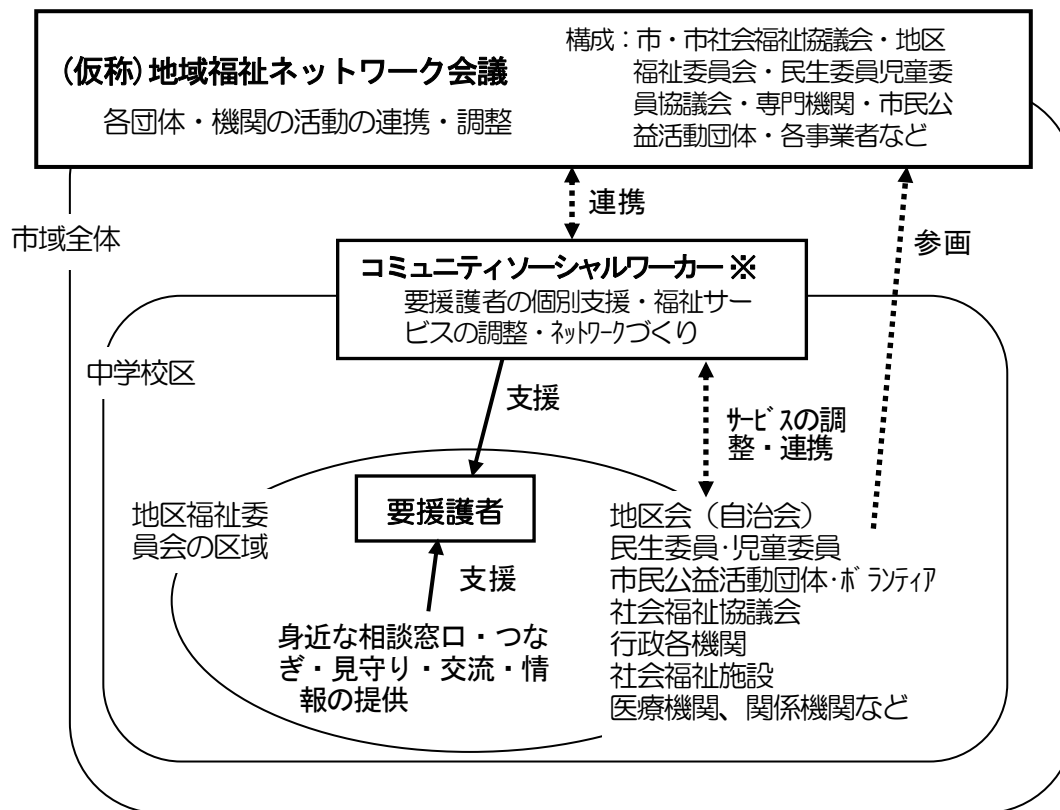
市民の生活課題は多様であり、保健・福祉・医療分野のみならず、教育、就労、生活環境など生活に関連する多岐の分野にわたることも少なくありません。

このような多様な市民ニーズに対し幅広く対応するためには、従来の縦割り制度や運営の是正とともに、サービス提供事業者間の連携の構築が必要です。

また、市民が参画する地域福祉の取り組みは、福祉をテーマとした地域づくりと考えることができます。地域づくりへの参加意識や連帯感の醸成、ボランティア活動や市民公益活動の促進、生活関連分野における雇用の創出や地域産業の活性化などにもつながることから、市民が主体となった地域福祉の取り組みを促進していきます。

以上の重点的取り組みを進めるため、地域で支援を要する人が身近に相談でき、必要な支援を受けることができるよう、市民や関係団体・機関などと行政による見守り・支えあいのしくみとして整備に努めていく地域福祉セーフティネットのイメージは次のとおりです。

地域福祉セーフティネットのイメージ



※コミュニティソーシャルワーカー（用語解説9）

第4章

計画の推進内容

1. 計画の体系

基本目標と取り組みの方向性を体系化すると次のとおりです。

【基本理念】

みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち

【基本目標】

〔1〕 地域 みんなで支えあう、
ふれあい豊かなまちづくり

〔2〕 誰もが安心して福祉サービス
を利用できるまちづくり

〔3〕 みんなの人権が尊重・擁護さ
れるまちづくり

〔4〕 誰にとってもやさしいまち
づくり

【取り組みの方向】

- ① 市民が主役の福祉活動の推進
- ② 緊急・災害時の助けあい機能の確立
- ③ ボランティア・市民公益活動団体などが活躍できる場の整備

- ① 支援の必要な人を発見するしくみづくり
- ② 市民・行政・事業者の協働による福祉サービス提供体制づくり
- ③ 適切な福祉サービスの利用及び提供のための情報提供の充実
- ④ 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

- ① 人権教育・啓発と人権侵害の救済
- ② 福祉意識の醸成

- ① 地域福祉推進のための人材の確保と育成
- ② 地域に密着した福祉サービスの開発支援
- ③ 快適で利用しやすい生活環境の整備

2. 施策の推進方策

〔1〕地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり

① 市民が主役の福祉活動の推進

【現状と課題】

近年、本市においても都市化・核家族化を背景に、近隣とのつながりが希薄化し、市民の自治会や地域に対する関心も薄らいでいます。一方で、介護保険制度の導入や新たな障害者施策にみられるように、施設ケアから在宅ケアに福祉の視点が移り、地域において支援の必要な人の自立した生活を支えるため、地域の連帯の重要性が再認識されています。地域の福祉問題に対して、市民どうしでの支えあい、見守り、助けあいを基本として、地域の力で問題を解決していくことが今求められています。

地域の課題に適切に対応し、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう生活の質の向上を図るためには、地域活動の基本単位である地区福祉委員会活動の果たす役割が重要です。そのためには、市民が地区会（自治会）などの自治組織の活動に関心をもち、より多くの市民が地域活動に参加・参画することを通じ、市民が互いに助けあい支えあえる関係を構築することが大切です。また、複雑化・多様化した福祉ニーズに対応していくには、「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、市民が主体となって、行政と市民、福祉団体やボランティア、市民公益活動団体など、地域の構成員が適切な役割分担をしながら協働して進める積極的な姿勢が必要です。すなわち、市民を福祉サービスの対象者としてのみとらえるのではなく、自らが主体的に福祉サービスを立案・運営・評価する地域福祉の担い手として位置づけることが重要です。

【施策の基本方向】

- 地域活動の基本単位である地区福祉委員会を、地域のさまざまな市民が集まって情報交換し意見発表のできるプラットフォームとして位置づけ、そこから地域全体に広がるネットワークの確立を図ります。
- 地域福祉活動の一層の活性化を図るため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みへの支援、特に小地域ネットワーク活動や民生委員・児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充を図ります。

《主な施策内容》

■ 地区福祉委員会を核とした地域プラットフォームの設置促進

地域の生活課題や福祉課題に気づき、発見するきっかけづくりとして、地区福祉委員会を核とした、市民が集まり情報交換し意見発表のできる場（プラットフォーム）の設置を促進し、市民どうしの地域の課題解決に向けた取り組みにつなげます。

■ 小地域ネットワーク活動の推進

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、大阪狭山市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、市民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みへの支援、特に小地域ネットワーク活動や民生委員・児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充を図ります。

また、小地域での各団体・機関のネットワークづくりを促進することにより、医療・保健・福祉機関、事業者、ボランティア、市民公益活動団体のほか、地域を構成する多様な市民や団体・機関が連携し、地域の課題を共有して自律的に解決するしくみづくりを働きかけます。

■ 市民などによる見守り活動の推進と機能の強化・拡充

地区会（自治会）での支えあいや見守り・助けあい活動を働きかけ、希薄化する近隣関係を復活させ、支えあいの機能を強化・推進します。

また、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な人を地域で孤立させないように、民生委員・児童委員および地区福祉委員が、他の見守り活動と連携しながら、支援を必要とする人を早期に発見し対応するための活動を支援します。

さらに、地域に密着した事業者などと民生委員・児童委員、地区福祉委員などとの連携のもと、地域の見守り機能の強化・拡充を図ります。

■ 地域の支援が必要な人の個人情報（プライバシー）の保護

市民の見守りにより、支援の必要な人を発見し適切な福祉サービスの利用につなげるためには、地域全体で支援の必要な人に関する情報を共有し連携して支援することが必要ですが、情報共有に際しては個人情報の保護が前提となります。そのため、個人情報（プライバシー）の保護に配慮するよう、広報や研修などを通じ働きかけます。

■ 民生委員・児童委員活動などに関する広報、研修活動の推進

民生委員・児童委員、地区福祉委員の役割や活動内容を広く市民に広報するとともに、福祉に関する知識や新しい法制度などに関する情報を提供できるよう民生委員・児童委員などに対する研修を充実します。

② 緊急・災害時の助けあい機能の確立

【現状と課題】

地域には、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯をはじめ、障害のある人や子どものいる世帯、外国人世帯など、多様な市民が暮らしています。このような世帯では、犯罪や災害などの緊急事態が発生した場合、適切な対応を図ることが困難な場合が予想され、ふだんから地域での見守り活動を推進し、緊急時の対応を迅速に行える基盤をつくっておく必要があります。

また、災害が発生した場合においても、初期の段階で近隣間で救援活動ができるよう、地域での自主的な防災体制の整備が求められます。さらに今後、発生が予測される大規模地震などに備え、災害時のボランティア体制の整備も必要です。

【施策の基本方向】

- ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などが、急病や事故などの緊急事態に遭遇しても、早期の対応が図れるよう、緊急通報システムの普及とともに、市民による見守り活動を推進します。
- 大規模災害の発生時の被害を最小限に抑えるため、地区会（自治会）などでの自主防災活動の促進を支援するとともに、支援が必要な人への対応を迅速に行えるよう、個人情報に配慮しながら、支援が必要な人に関する情報の共有化を図り、効果的に支援活動ができるよう体制を整備します。

《主な施策内容》

■ 市民による見守り活動の促進

ひとり暮らしの高齢者や障害者等で支援が必要な人に緊急通報装置を貸与し、急病や事故などの緊急時に、自動的に通報できるシステムを利用して、市民による見守り活動を促進します。

■ 災害に備えた体制の整備

大規模災害の発生時の被害を最小限におさえるため、地域における防災のための組織化を促進します。

また、災害発生時に、他地域からのボランティアの応援が予想されるため、こうしたボランティアが、迅速、効果的に活動できるよう、受け入れ体制の整備を図ります。

③ ボランティア・市民公益活動団体が活躍できる場の整備

【現状と課題】

市民の間では、ボランティア活動や市民活動への関心が高まっており、活発な活動が展開されています。ボランティア活動へ参加することで、個人の自己実現を図ったり、社会参加の促進につながるなど、生きがいを見出す市民も少なくありません。

これらの市民の力を地域福祉の充実に結びつけることができれば、より豊かで、安心して暮らせる地域社会を築くことができ、また、福祉・健康・環境分野における雇用の創出や地域の活性化などにもつながることが期待できます。

今後は、地域でのボランティア活動や市民公益活動が一層活発化するよう、市民活動支援センターやボランティアセンターの機能を高め、市民主体による福祉活動を併せて支援する総合的な環境の整備が必要です。

【施策の基本方向】

- 市民活動支援センターやボランティアセンターの機能を高め、市民によるボランティア活動を支援するとともに、市民の活動拠点を確保し、市民が主役の福祉のまちづくりを推進します。

《主な施策内容》

■ 市民活動支援センター・ボランティアセンターの機能の連携・強化

ボランティアや市民公益活動団体による地域福祉活動を幅広く支援する体制を推進するため、市民活動支援センターやボランティアセンターの機能を強化するとともに、ボランティアに関する情報を一元化し、窓口などを活用した情報提供を推進します。

■ 市民公益活動団体の設立・運営に対する支援

市民が市民公益活動団体を組織化する場合や運営を活性化させようとする場合に、必要な支援を行います。

■ ボランティア登録の促進とコーディネート機能の充実

ボランティア活動に意欲のある市民のボランティア活動への参加を促進するとともに、登録者とボランティアを必要とする人を結び付けるコーディネート機能を充実します。

■ 既存施設を有効活用した活動の場の確保

公民館、学校施設などの市の施設、地域集会所などの既存施設の有効活用を促進し、市民による地域福祉活動の拠点の確保に努めます。

〔2〕誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

① 支援の必要な人を発見するしくみづくり

【現状と課題】

市民が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、生活に関わる問題が、身近なところで相談でき、適切な福祉サービスを利用できることが重要です。

都市化や核家族化の進行により近隣関係が希薄化し、地域で孤立したうえ、福祉サービスも受けずに孤独死に至るひとり暮らし高齢者などの事例が増えています。また、虐待や引きこもり、発達障害などの今日の問題も表面化しており、これらの生活課題・福祉課題を早期に発見し、対応することが必要です。

市民の生活スタイルが多様化し、福祉に対するニーズも多様化・複雑化しており、このようなニーズに対応するためには、地域での見守り・支えあい活動と専門的な支援とが車の両輪のごとく作用していることが必要です。

行政と地域の橋渡し役として、民生委員・児童委員、主任児童委員が相談支援活動を行っていますが、身近な相談役としてその機能の強化が求められています。

また、専門的な支援として、市役所の各窓口のほか、市の福祉センターや保育所（園）、障害者生活支援センター、在宅介護支援センター、老人福祉施設などが適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援しています。一方で、保健・医療・福祉サービスを必要とした時などの困り事を、どこに相談すればよいのかわからないという声も聞かれます。

複雑化・多様化したニーズに対応するため、各種相談窓口について、市民に周知するとともに、身近な地域で福祉に関する総合的な相談ができる体制を整備することが必要です。

【施策の基本方向】

- 地域における多様な福祉ニーズを把握するとともに、市民が身近なところで相談しやすい体制を整備します。
- 市役所における各相談窓口の充実を図ります。

《主な施策内容》

■ 身近な福祉総合相談窓口の整備の検討

待ちの姿勢ではなく、地域に出向き相談ごとを聞き取るアウトリーチ型の提供方法など、身近な地域で福祉に関する総合的な相談ができる窓口の整備を検討します。

■ 地域の福祉ニーズを把握するための体制の整備

民生委員・児童委員、地区福祉委員が地区会（自治会）、社会福祉協議会などと連携し、相談・見守り活動を行いながら、地域における、福祉ニーズを把握するための体制づくりを支援します。

また、これらの地域の関係者が、専門機関と連携し、支援の必要な人が適切な福祉サービスに結びつけられるよう支援します。

■ 市役所窓口での相談・支援体制の充実

専門職員を配置したり、関連する相談窓口との連携を図ったりするなど、市役所窓口での相談・支援体制を充実させ、市民サービスの向上を図ります。

② 市民・行政・事業者の協働による福祉サービス提供体制づくり

【現状と課題】

複雑化、多様化している福祉ニーズに対応するにあたって、ひとつの福祉サービスだけでは解決できない問題も少なくありません。そのため、保健、福祉、医療など各分野の関係機関・団体や事業者が連携を図り、支援の必要な人に対するサービスの提供を、総合的に調整し、ケアする体制を整備する必要があります。

また、地域では、民生委員・児童委員が中心となって、地域住民などによる、支援の必要な人への対応について話しあう場を設けることも必要です。

本市では、高齢者、障害者、児童のそれぞれの分野で、実情に応じて関係機関と連携を図っていますが、今後も、市民のニーズに応じて柔軟に体制を整備していく必要があります。

【施策の基本方向】

- 支援の必要な人の状況やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供できるよう、保健・福祉・医療の連携を進め、必要なサービスが一体的に提供される体制を整備します。

《主な施策内容》

■ 地域での保健・福祉・医療サービス調整機能（ケアマネジメント体制）の整備

保健・福祉・医療サービスにかかわる機関・団体・事業者の連携を図るため、コミュニティソーシャルワーカーの設置などにより、地域全体で支援の必要な人を支える、サービス調整機能の整備に努めます。

また、地域においては、民生委員・児童委員などのほか、必要に応じてボランティア、市民公益活動団体と連携した事業を行い、支援の必要な人の地域生活を総合的に支援する体制の整備を図ります。

■ 地域の医療機関と福祉の連携

身近な地域の医療機関として、「かかりつけ医」の普及を図るとともに、地域の医療機関と福祉との連携を推進します。

■ 市内部組織の連携体制の確立

複雑化、多様化する市民ニーズに対応するため、保健、福祉、医療など庁内の関係各課が連携し、市民の生活課題の解決に努めます。

③ 適切な福祉サービスの利用及び提供のための情報提供の充実

【現状と課題】

福祉サービスの多くが、選択・契約制に移行するなかで、利用者は、自分に合ったサービスを選択するため、適切な情報を入手することが必要です。

本市では、各種保健、福祉、医療に関する情報を市役所窓口のほか、広報誌やパンフレットなどを通じて、市民への情報提供を図っています。

また、市民も自ら情報を集め、選択することが必要であるため、情報の提供方法を配慮するほか、インターネットを活用できるよう支援をすることが必要です。

【施策の基本方向】

- 誰もが必要な情報を必要な時に得られるように、多様な方法による情報提供を推進するとともに、市民が情報を入手する力を高めるための支援をします。

《主な施策内容》

■ 広報誌などを活用した情報提供の推進

市民にとって身近な情報源である広報誌やホームページなどを活用し、保健・医療・福祉分野に関して、誰もがわかりやすい情報提供を推進します。

■ 保健、福祉、医療に関する情報提供の推進

保健、福祉、医療サービスのあらましを紹介する冊子の発行などによる情報提供を進めます。

■ 関係各課が連携した保健、福祉、医療に関する情報提供

保健・福祉・医療の担当者の連携に努め、各分野の情報の一元化をめざし、常に情報内容の充実を図ります。

■ 情報バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人などで情報入手が難しい人に対し、適切な情報を得やすくするため、音声や点字による情報提供、手話通訳や要約筆記者の派遣、視覚障害者に配慮した郵便物の郵送など、情報提供のバリアフリー化を推進します。

■ 自ら情報を収集できる能力の向上

高齢者や障害のある人などがインターネットなどのＩＴ技術を活用して必要な情報を自らが入手することができるよう、学習の場や支援情報を提供します。

■ 福祉サービス提供事業者に対する情報公開の働きかけ

福祉サービス提供事業者に対し、インターネットなどによる情報提供を促すとともに、パンフレットなどの整備を働きかけます。

④ 福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

【現状と課題】

介護保険制度や支援費制度など、選択・契約に基づく福祉サービスの利用制度の導入は、利用者と事業者が、対等な立場に立つことが前提となっています。しかし、現実には、利用者が弱い立場に置かれることが少なくなく、苦情を言いにくい実情もあります。

福祉サービスについての苦情は、市役所の担当窓口で受け付けるほか、社会福祉法では、サービス提供事業者も自ら苦情相談窓口を設置し、苦情の解決にあたることとなっています。

一方、事業者の提供するサービスについては、公正・中立的な第三者機関が専門的に評価する「第三者評価制度」の取り組みが始まっています。このような取り組みを通じ、サービス内容や提供上の問題を発見し解決することは、福祉サービスの質の向上にもつながることから、利用者本位のサービス提供にあたり、「第三者評価制度」の導入は重要となっています。

また、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、サービスの適切な選択・契約にあたり判断能力に不安をもつ利用者を支援するしくみとして、**地域福祉権利擁護事業**（用語解説 10）、**成年後見制度**（用語解説 11）の利用支援の推進が必要です。

【施策の基本方向】

- 利用者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できるよう、苦情解決や利用支援などの権利擁護体制を推進します。
- 事業者の自己評価や第三者評価制度の導入など福祉サービスの質の向上を図る取り組みを促進します。

《主な施策内容》

■ 福祉サービス利用者の苦情解決への対応の充実

市民が、安心して福祉サービスを利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決のしくみを充実します。

■ 福祉サービスの評価制度の実施への働きかけ

福祉サービス提供事業者が、自ら提供するサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適切にサービスを選択できるよう、事業者に第三者評価と自己評価の実施を働きかけます。

■ 福祉サービスの利用支援（地域福祉権利擁護事業）の推進

認知症の高齢者や知的・精神障害などにより判断能力に不安をもつ市民が、適切に福祉サービスなどを利用し、地域での生活が継続できるよう支援します。

また、パンフレットや広報誌を活用し、地域福祉権利擁護事業の積極的な周知に努めます。

〔3〕みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

① 人権教育・啓発と人権侵害の救済

【現状と課題】

地域福祉推進の基本は、あらゆる人権を尊重し擁護する意識・姿勢です。また、福祉に関する地域の問題に共感し理解と関心を深め、福祉意識を醸成・向上させていくことは、地域福祉の基盤となるものです。

日常生活には、同和問題や障害者問題、女性問題、外国人問題、配偶者への暴力、児童虐待など、さまざまな人権問題が存在しています。地域福祉の推進にとって、差別をしない、偏見にとらわれない人権意識をはぐくむには、人権の学習機会の充実、推進が必要です。生涯学習を通じて生命の尊厳や多様な価値観を認めあうことで、人と人とがつながりあい、より良い地域社会づくりに関わっていかうとする自立した市民がはぐくまれることが期待されます。

また、人権侵害を受けた、または受けるおそれのある人が身近に相談でき、主体的に問題を解決することができるような支援が必要です。

【施策の基本方向】

- 人権意識の高揚のため、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で差別や人権侵害についての正しい理解を進めるための学習や啓発活動を推進します。
- 人権侵害を受けたり、または受けるおそれのある人のため、本人の主体的な判断によって解決策が見いだされるよう、情報提供を含め、関係機関と連携した相談窓口の整備に努めます。

《主な施策内容》

■ あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

さまざまな人権問題について学ぶ機会を家庭、学校、地域、職場などで充実するとともに、市民と行政の協働による取り組みを進めます。

■ 人権相談の充実

人権侵害を受けている、または受けるおそれのある人のため、気軽に相談できる窓口の整備や、法務省など関係機関・団体との連携を図って、主体的な問題解決の支援に努めます。

■ 情報提供の推進

人権と福祉について学習するための必要な情報を提供するため、広報誌やパンフレット・リーフレットなどによる広報活動に加え、インターネットの活用や情報コーナーの設置など、情報内容や提供体制の充実を図ります。

② 福祉意識の醸成

【現状と課題】

ふれあい豊かなやさしい地域づくりのためには、制度やサービス、施設を充実させることに加え、人権尊重の意識をもつ人を育てることが最も重要です。

子育てや介護の問題の解決をはじめ、高齢者や障害のある人などに対する偏見・差別などを解消する「心のバリアフリー」を継続的に推進し、思いやりのある地域社会をめざす必要があります。

このような心のバリアフリーを推進していくためには、地域住民や地域の多様な社会資源が連携し、人権について地域ぐるみで行う福祉教育・学習活動の機会を増やす必要があります。学校教育においては総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を進めるとともに、学校教育終了後も生涯を通じて継続的な学習活動の機会を提供し、人権意識にあふれた地域福祉活動の活性化を図ることが必要です。

【施策の基本方向】

- 家庭や学校、地域など、生涯を通じた多様な場面での福祉教育・学習活動を一層促進し、地域の誰もが地域福祉活動に参加・参画できる環境を整備するとともに、地域の関係機関が連携し、偏見・差別のないふれあい豊かなやさしい地域づくりをめざします。

《主な施策内容》

■家庭・学校・地域での福祉教育・学習活動の推進

ボランティアや関係機関・団体の協力のもと、ボランティア体験などの福祉体験など、福祉協力校での福祉教育をはじめ、地域においても、自分たちのまちを大切に思う心をはぐくみ、ノーマライゼーションの理念の定着・浸透を図るため、福祉に関する学習機会の充実を図ります。

〔4〕誰にとってもやさしいまちづくり

① 地域福祉推進のための人材の確保と育成

【現状と課題】

地域で、誰もが安心して暮らすためには、市民やサービスを提供する市民公益活動団体、事業者、行政などが、それぞれの役割を果たし、共生・協働の理念のもと、まちづくりを推進することが必要です。福祉のまちづくりを推進するためには、それを担う人材の発掘や育成をしていくことが大切です。そのため、ボランティアや市民活動などをとおして、地域福祉活動に参加する意欲のある市民に対して、気軽に参加できるものから専門的な知識や技術を習得して、福祉サービスを提供するような高度なものまで、個々人の興味・関心に応じて、活動に参加できるよう支援する必要があります。特に、退職後の市民が地域活動に参加できるよう支援することや、元気な高齢者、若い世代などが、地域活動に参加できるよう、一層の働きかけをする必要があります。また、福祉専門職の資質の向上など、地域福祉に関する人材の幅広い育成も必要です。

【施策の基本方向】

- 市民が自らの能力を生かして継続的にボランティア活動に参加できるよう、関係機関の連携のもと支援します。
- 保健・福祉・医療の連携のもと、福祉に従事する専門職の資質の向上を促進します。

《主な施策内容》

■ ボランティア人材の発掘・育成

市民のボランティア活動への参加を働きかけるため、気軽に参加してもらえるボランティア研修の案内やガイドヘルパー、ホームヘルパーの専門的知識を習得する講座など、多様な講座を開催し、参加機会を創出します。また、講座修了者にはボランティア団体などへの登録を働きかけ、習得した知識・技能を活用できるよう支援します。

■ 福祉業務従事者の資質の向上

福祉サービス事業者が福祉専門職の資質の向上を図れるよう働きかけます。

② 地域に密着した福祉サービスの開発支援

【現状と課題】

多様化する市民の福祉ニーズに対し、既存の制度やサービスでは、必ずしもきめ細かに対応できていないのが現状です。このようなニーズに十分対応するには、行政や民間のサービス提供事業者だけでなく、ボランティアや市民公益活動団体など多様な提供主体が連携して対応できる環境づくりが必要です。

今後は、さまざまな主体が福祉事業や活動に参入することで、利用者の選択の幅を広げ、生活上の課題が生じても、安心して暮らせる地域福祉社会が実現できるよう、新しいサービスを開発・展開する団体や事業者に対する支援が必要です。

【施策の基本方向】

- 市民公益活動団体など幅広いサービス提供主体が、地域の福祉サービスに参入できるよう支援を推進します。

《主な施策内容》

■ 市民公益活動団体などの福祉サービスへの参入の促進

市民公益活動団体や民間事業者の福祉サービスへの参入を促進します。

■ 民間活力の導入による小規模・多機能型福祉サービスへの支援

地域において、公的サービスではきめ細かく対応できない小規模・多機能型福祉サービスを展開する市民公益活動団体や民間事業者を支援します。

■ 市事業の委託の推進

民間活力の導入の観点から、市民公益活動団体や民間事業者への市事業の委託を推進します。

③ 快適で利用しやすい生活環境の整備

【現状と課題】

市民の多くは、長年、住み慣れた地域や居宅で暮らすことを望んでいます。高齢化の進展とともに、寝たきりなど支援の必要な人が増加し、高齢者や障害者だけでなく、すべての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備が求められています。

また、社会参加を促進するなかで、不特定多数が利用する公共施設については、特にさまざまな利用者に配慮した施設整備が必要です。

本市では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めていますが、地域で安心した生活を実現するためには、福祉サービスの利用環境の整備とともに、居宅や公共施設など生活環境の整備を進める必要があります。

【施策の基本方向】

- 市民の誰もが安全かつ快適に暮らせ、積極的に社会活動に参加・参画できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進します。

《主な施策内容》

■ 住環境の整備

重度身体障害者や要支援・要介護高齢者の在宅での自立生活の維持・向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅の改造・整備を図ります。

■ 公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

道路・公園など、不特定多数が利用する公共施設及び民間施設の建設・整備の際のバリアフリー化（子どもや親子連れが移動しやすく、子育てにやさしい施設整備を進める「子育てのバリアフリー化」も含めて）、ユニバーサルデザイン化を促進し、すべての人に安心して安全に利用できる施設の普及などを図ります。

第5章

計画の推進体制

1. 計画の推進体制

〔1〕推進組織の設置

① 庁内推進組織

本計画の行政における推進体制として、「（仮称）大阪狭山市地域福祉計画推進委員会」を設置し、総合計画ほか関連計画との整合を図り、全庁的な連携のもと各事業が円滑に推進できるよう調整を図ります。

② 運営管理組織

本計画の着実な推進に向け、地域福祉活動や市民のニーズを把握し、計画の推進と進捗管理・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しなどについて市民や関係機関・団体の意見を得るため、「（仮称）大阪狭山市地域福祉計画運営協議会」を設置し、市民の参画による適切な事業の推進を図ります。

〔2〕市民、関係機関・団体などとの連携の推進

① 市民や関係団体との連携

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、当事者団体をはじめ、市民公益活動団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら地域関係団体と相互に連携を図り、（仮称）地域福祉ネットワーク会議を設置するなど、計画の着実な推進に向け取り組みます。

② 社会福祉協議会の機能の強化と連携

地域福祉の一層の推進を図るため、大阪狭山市社会福祉協議会がもつ本市における地域福祉推進の中核組織としての機能をより一層強化するとともに、その機能が十分発揮されるよう連携を図ります。

③ 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、国や府との連携が不可欠です。少子高齢化の進展を踏まえ、国では介護保険制度や支援費制度の見直し、身体障害・知的障害・

精神障害の福祉サービスの統合化の検討、医療制度の改正など福祉を取り巻く諸制度の改革が行われています。

市では、市民が住みなれた地域で安心して快適に自立生活を送ることができるよう、地域福祉を積極的に推進していかなければなりません。その実効性を高めるために、市民の生活基盤に関わる保健、福祉、医療、教育、就労、生活環境などの関連施策が安定的かつ総合的に展開される必要があります。

このため、市が市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健及び福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるため、国及び大阪府に対し、積極的に提言や要望を行っていきます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害者、児童などに関わる保健、福祉、医療、教育、就労、生活環境などのさまざまな分野にわたります。このため、保健福祉部が中心となり、関係部局、関係機関、市民団体などと連携しながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

さらに、本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、地域福祉計画運営協議会において、計画の進捗状況などの評価を行うとともに、市民の意見を聞くこととします。

また、庁内全体の推進体制として計画推進委員会において、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより本計画の円滑な推進に努めます。

なお、計画の進捗状況については、評価の客観性を確保するとともに、評価結果を広く市民に公表し、これを以降の計画の推進に活用します。

○用語解説

1. 市民公益活動団体(P. 1) 市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいい、この活動を継続して行う団体を市民公益活動団体といいます。宗教や政治目的の活動などは除きます。(大阪狭山市市民公益活動促進条例から)
2. ドメスティック・バイオレンス(DV)(P. 7) 夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間における暴力。男性から女性に対する暴力がほとんどで、身体的な暴力だけではなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、生活費を与えないなど、精神的、性的、経済的な影響を及ぼす言動を行うことも含まれます。domestic violence の頭文字をとってDVともいいます。
3. ノーマライゼーション(P. 8) 障害のある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通(ノーマル)の社会であるという考え方をいいます。また、そのような社会をつくろうとする理念のことをいいます。
4. バリアフリー(P. 9) 「障壁」がないこと。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方をいいます。
5. 協働(P. 12) まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。(「大阪狭山市 市民・市民公益活動団体との協働によるまちづくりの進め方に関するガイドライン」から)
6. ケアマネジメント(P. 22) 介護などの援助を必要とする高齢者や障害者などを対象に、その援助サービスを地域の社会資源から調達し、連絡・調整することをいいます。
7. ユニバーサルデザイン(P. 22) 高齢者、障害者などの利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
8. セーフティネット(P. 24) 何らかの生活課題を抱えた人がさらに困難な状況に落ち込まないように、安全網としてその生活を下支えする制度や仕組みをいいます。
9. コミュニティソーシャルワーカー(P. 26) 支援が必要な高齢者や障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。概ね中学校区に1人の設置を想定しています。
10. 地域福祉権利擁護事業(P. 38) 福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力をもっている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。
11. 成年後見制度(P. 38) 痴呆や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人

が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

参 考 資 料

1. 計画策定の経過
2. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会設置要綱
3. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会委員名簿
4. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会の開催経過
5. 大阪狭山市地域福祉計画策定に向けた市民懇談会の開催経過
6. 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程
7. 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会及び幹事会の開催経過

1. 計画策定の経過

平成15年10月24日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会設置要綱の制定
平成15年10月24日	大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程の制定
平成15年10月24日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会設置要綱の制定
平成15年10月24日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会設置要綱の制定
平成15年11月 1日 ～21日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会の市民委員の公募
平成16年 1月21日	第1回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会
平成16年 1月26日	第1回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会幹事会
平成16年 1月27日	第1回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会 (市長から計画策定の提言依頼)
平成16年 2月 1日 ～3月 1日	大阪狭山市における「地域福祉」に関する意識調査（アンケート調査）
平成16年 2月16日	地域福祉計画に関する学習会（大阪狭山市地域福祉計画策定委員会委員等を対象にした講演会）
平成16年 4月20日	第2回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会幹事会
平成16年 4月21日	第2回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会
平成16年 4月30日	第2回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成16年 5月 8日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会第1回市民懇談会検討部会
平成16年 6月11日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会第2回市民懇談会検討部会
平成16年 6月25日	第3回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成16年 7月 6日	第三中学校区第1回市民懇談会
平成16年 7月21日	南中学校区第1回市民懇談会
平成16年 7月24日	狭山中学校区第1回市民懇談会
平成16年 7月27日	第三中学校区第2回市民懇談会
平成16年 8月 4日	南中学校区第2回市民懇談会
平成16年 8月 7日	狭山中学校区第2回市民懇談会
平成16年 9月24日	第4回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成16年10月25日	第3回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会幹事会
平成16年11月 2日	第3回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会
平成16年11月 4日	第5回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成16年11月24日	第6回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成16年12月22日	第7回大阪狭山市地域福祉計画策定委員会
平成17年 1月11日	大阪狭山市地域福祉計画策定委員会から市長に計画案を提言
平成17年 1月13日	第4回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会幹事会
平成17年 1月19日	第4回大阪狭山市地域福祉計画検討委員会
平成17年 2月 4日 ～3月 3日	大阪狭山市地域福祉計画（案）についてパブリックコメント募集（市民意見公募）
平成17年 3月31日	計画策定

2. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成15年10月24日
大阪狭山市要綱第41号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大阪狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大阪狭山市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該計画の策定が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定に

かかわらず、市長が行う。

3. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

平成 17 年 3 月 31 日現在(敬称略)

選 出 区 分	団 体 及 び 役 職 名	氏 名
学識経験者	大阪府立大学社会福祉学部教授	◎泉 千 勢
公募の市民		岩 田 幸
		岩 松 則 俊
		岡 本 京 子
		野 並 亮 介
		宮 崎 好 則
社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 理事	酒 谷 完
	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長連絡会 会長	石 原 京 子
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 会長	平成15年12月1日～ 平成16年11月30日 佐 島 秋 男
		平成16年12月1日～ 松田 のぶゆき
	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長	田 中 三 郎
	特定非営利活動法人あんずの会 代表理事	佐々木 光 夫
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 副会長	堀 端 朝 子
	大阪狭山市母子寡婦福祉会 会長	白 井 幸 榮
	大阪狭山市老人クラブ連合会 会長	横 井 覚
保健、医療又は福祉施設等の関係者	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ 大阪狭山 副代表	柴 田 忠 克
	大阪府富田林保健所 所長	加 納 榮 三
	大阪府富田林子ども家庭センター 所長	藤 江 和 幸
	社団法人大阪狭山・美原医師会 会長	辻 本 雅 一
市長が必要と認めた者	社会福祉法人享佑会 事務局長	河 井 聖 憲
	大阪狭山市地区長会 会長	○鳥 山 政 司
	大阪狭山市婦人会 副会長	村 上 有 子
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 会長	稲 田 理 代
	大阪狭山市人権啓発推進協議会 副会長	松 本 節 子
	てとてとクラブ 会長	金 宣 子

◎は委員長、○は副委員長

4. 大阪狭山市地域福祉計画策定委員会の開催経過

	開催日	主な議事内容
第1回策定委員会	平成16年 1月27日（火）	1. 委員長及び副委員長の選出について 2. 地域福祉計画について 3. 意識調査（案）について 4. 今後の日程等について 5. その他
委員等学習会	平成16年 2月16日（月）	演題：「地域福祉計画について」 講師：泉千勢大阪府立大学教授・藤井博志大阪府立大学専任講師 対象：策定委員・検討委員会委員・検討委員会幹事会幹事
第2回策定委員会	平成16年 4月30日（金）	1. 意識調査の報告について 2. 市民懇談会の開催について 3. その他
第1回市民懇談会検討部会	平成16年 5月8日（土）	1. 進行係（コーディネーター）、記録係等について 2. 市民懇談会の運営方法について 3. 参加協力団体について 4. 市民懇談会の開催日程について 5. 市民懇談会の開催場所について 6. 周知方法等について 7. その他
第2回市民懇談会検討部会	平成16年 6月11日（金）	1. 市民懇談会の運営方法について 2. 全体進行役（コーディネーター）、グループごとの進行役・記録役などの分担について 3. 本策定委員会委員の参加について 4. 各団体への参加依頼方法について 5. 一般市民への周知方法 6. その他
第3回策定委員会	平成16年 6月25日（金）	1. 市民懇談会検討部会の経過について（報告） 2. 市民懇談会の開催について 3. その他
第4回策定委員会	平成16年 9月24日（金）	1. 市民懇談会の開催結果について 2. 計画の取組み方針検討のための課題整理について 3. 提言書（計画案）の構成内容／骨子（案）について 4. その他
第5回策定委員会	平成16年 11月4日（木）	1. 計画素案について 2. その他
第6回策定委員会	平成16年 11月24日（水）	1. 計画素案について 2. その他
第7回策定委員会	平成16年 12月22日（水）	1. 計画素案について 2. その他
	平成17年 1月11日（火）	市長に対し計画案を提言

5. 大阪狭山市地域福祉計画策定に向けた市民懇談会の開催経過

校 区	第1回懇談会・参加人数	第2回懇談会・参加人数	会 場
狭山中学校区	7月24日(土)・41人	8月 7日(土)・34人	市役所
南中学校区	7月21日(水)・42人	8月 4日(水)・34人	市立コミュニティセンター
第三中学校区	7月 6日(火)・38人	7月27日(火)・38人	市立公民館

(いずれも午後7時～9時開催。参加人数には策定委員会委員を含む。)

第1回懇談会では、参加者がふだん感じている地域での身近な生活課題をグループ作業により自由に出しあい、模造紙を使ってまとめた。また、第2回懇談会では、第1回で出された地域の生活課題に対する解決方策について、個人でできること、地域でできること、行政でできることなどに分類しながらグループごとに話し合っ模造紙に集約することにより、計画策定に向けた資料を得た。

6. 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程

平成15年10月24日
大阪狭山市規程第20号

(設置)

第1条 大阪狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、大阪狭山市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 計画案の作成に必要な調査及び検討に関すること。
- (3) その他計画案の作成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、検討委員会の事務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 検討委員会の所掌事務を円滑に推進するため、検討委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、検討委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。
- 3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 会長は、保健福祉部福祉課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 8 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。
- 9 幹事会の会議は、協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。

(専門部会)

第7条 専門的な調査及び研究を行うため、必要に応じて幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 検討委員会及び幹事会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

政策調整室長
総務部長
都市整備部長
市民部長
教育部長
消防長

別表第 2（第 6 条関係）

政策調整室企画グループ課長
総務部人権広報グループ課長
保健福祉部高齢介護課長
保健福祉部子育て支援室長
保健福祉部保健センター所長
都市整備部土木課長
市民部農政商工課長
教育部教育総務課長
教育部学校教育課長
教育部社会教育課長
教育部子育て支援室長
消防本部総務課長

7. 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会及び幹事会の開催経過

	開催日	主な議事内容
第1回 検討委員会	平成16年 1月21日（水）	①地域福祉計画について ②意識調査（案）について ③今後の日程等について ④その他
第1回 幹事会	平成16年 1月26日（月）	①地域福祉計画について ②意識調査（案）について ③今後の日程等について ④その他
第2回 幹事会	平成16年 4月20日（火）	①意識調査の報告について ②市民懇談会の開催について ③その他
第2回 検討委員会	平成16年 4月21日（水）	①意識調査の報告について ②市民懇談会の開催について ③その他
第3回 幹事会	平成16年 10月25日（月）	①市民懇談会の結果報告について ②計画素案について ③その他
第3回 検討委員会	平成16年 11月2日（火）	①市民懇談会の結果報告について ②計画素案について ③その他
第4回 幹事会	平成17年 1月13日（木）	①計画素案について ②その他
第4回 検討委員会	平成17年 1月19日（水）	①計画素案について ②その他

（最終ページです）